

1 策定の趣旨

本市を取り巻く環境は、人口が減少に転じ、これまで経験したことがないような高齢社会を迎えるなど、あらたな局面を迎えており、こうした変化に対応し、いかなる状況下においても、持続し、発展し続けるまちの実現に向けて、生活環境の充実や地域経済の活性化を図りながら、市民の暮らし、心の豊かさを高めていく「まちづくり」を進めることが求められています。

このような中、現行の総合計画の計画期間が平成 29 年度をもって終了することから、市民と行政が共にまちづくりを進めるために、めざすべき都市像やその実現に向けた取組の方向性を示すものとして策定するものです。

2 法的背景

昭和 44 年、地方自治法改正により、議会の議決を経て、市町村基本構想を策定することを義務化

平成 23 年、地域主権改革の一環として、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、議会の議決を経て、市町村基本構想を策定する義務を撤廃

平成 24 年、「津市議会の議決すべき事件を定める条例」が制定され、議決を要する案件として「本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更及び廃止」を規定

3 策定の考え方

◆計画の構成

次期総合計画	基本構想	まちづくりの基本的な理念として、津市のめざすべき将来の姿や市民の暮らしなどを示す。
	基本計画	基本構想に掲げるめざすべき都市像や市民の暮らしなどの実現に向けた施策、取組の方向性を示す。

◆策定のポイント

総合計画の策定は、次のポイントを原則としつつ、市民の皆様から御意見等を十分に伺いながら進め、柔軟に対応

- 基本構想は、まちづくりの基本的な理念を示すものであり、その性格は長期的に変わらないものとして計画期間は特に定めない
- 基本計画は、合併後のまちづくりの方向性を示した新市まちづくり計画に続く次の段階を示すものとして計画期間は 10 年
- ただし、予想していなかった急激な社会情勢や環境の変化が生じた場合、また市民の考え方や価値観、意識の変化等により、計画に掲げるめざすべき津市の将来の姿と市民が望む将来の姿に乖離が生じた場合などは見直すこととする
- 各分野において取り組むべきことを組み合わせ、それらのめざすべき姿をまとめたものが津市の将来像

4 これまでの取組経過

① **津市の現状分析**
 現行の総合計画後期基本計画の進捗状況等をまとめた点検結果や各種統計資料等をまとめた「データで見る津市の現状と課題」を作成し、本市の現状及び課題などを把握・分析

② **市民等からの意見の反映**
 市内在住 15 歳以上の男女 7,000 人を対象とした津市総合計画策定のための市民意識調査や市内の各関係団体との意見交換会（市政インタビュー）、地域懇談会、広報津・ホームページを通じた意見募集に加え、日々の業務の中で各所管へお寄せいただいた意見等を整理し、各分野におけるめざすべき姿に反映

③ **津市総合計画審議会への諮問**
 総合計画を調査審議するための学識経験者や各分野の団体等の代表者 20 人で構成する津市総合計画審議会を設置し、8月 26 日に市長から諮問

④ **津市総合計画（案）（「はじめに」及び「基本構想」）の作成**
 各分野におけるめざすべき姿をまとめ、理想とする都市像やそれに向けたまちづくりの大綱などを整理し、庁内検討会議（津市総合計画推進検討委員会）での協議や津市総合計画審議会での審議を踏まえ、津市総合計画（案）（「はじめに」及び「基本構想」）を作成

5 津市総合計画（案）（「はじめに」及び「基本構想」）

◎第 1 部 はじめに ～総合計画の枠組み～

第 1 章 計画の趣旨：市民が幸せに暮らし続けることができる京都の実現に向けたまちづくりの基本的な事項を明らかにする

第 2 章 計画の位置づけ：津市の最上位の計画として位置づけ

第 3 章 計画の構成と期間：基本構想（計画期間は特に定めない）と基本計画（計画期間は 10 年）で構成

◎第 2 部 基本構想

第 1 章 これまでの津市：自治意識の高い市民風土が根付き、都市機能が集積し、バランスのとれた産業構造を構築

第 2 章 これからの津市

第 1 項 望ましいまちの姿：市民がそれぞれの幸せを実感し、心豊かで笑顔あふれる人生を送ることができるまち

第 2 項 まちづくりの大綱

- 子どもたちの未来に向けて
- 市民の健やかな人生設計に向けて
- 市民の安全と安心の確立に向けて
- 市民の心豊かで快適な暮らしに向けて
- 市民の生活を支える地域経済の発展に向けて
- 市民の幸せを実現する市役所に向けて

政策分野	主な内容
子ども・子育て	安心して子どもを生み育てられ、子どもが健やかに成長できる環境の確立 など
教育	子どもたちが確かな学力を身につけ、より良い人生を送ることができる教育の充実 など
高齢・障がい福祉	高齢者や障がい者が自分らしく、また、心豊かに暮らすことができる地域づくり など
保健・医療	乳幼児から高齢期まで生涯を通して健康に過ごせるまちの実現 など
防災・消防	市民の命や財産をしっかりと守り、誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現 など
防犯・交通安全	犯罪・交通事故がおこらない、犯罪・交通事故に遭わないまちの実現 など
環境	かけがえのない自然との調和が取れた恵み豊かな環境の継承 など
住環境	良好な居住環境を提供し、誰もが安心して健やかに暮らせるまちの実現 など
都市空間	子どもから高齢者まですべての世代が快適で健康的な暮らしができる都市構造の構築 など
生涯学習	生涯を通して教養や技術を高めることができる環境の実現 など
スポーツ・文化	市民が心身ともに健やかで、市民の元気があふれるまちの実現 など
コミュニティ	人と人のつながりがあるコミュニティの形成による住んでいて良かったと感じられるまちの実現 など
人権・男女共同参画	すべての人の人権が尊重される自由で平等な社会の実現 など
国際国内交流・多文化共生	様々な都市との幅広い分野の交流を通じた相互に発展できるネットワークの構築 など
商工・雇用	ものづくりや商いが地域に根付き継承される活力に満ちた地域経済や雇用の創出・拡大の実現 など
農林水産	食の安定と市民の暮らしを支え続けられる生産振興の実現 など
観光	津市が有するすべての資源の一体的な組み合わせなどによる魅力的な観光地づくり など
対話連携	市政に対する市民の思いや願いに応える市民生活に身近な諸課題の迅速な解決 など
地域連携	総合支所や地域との連携に携わる担当の地域の立場に立ち続ける取組の推進
行政経営	選択と集中の視点に立った新たな価値を生み出し続ける「創出による経営」の推進
財政運営	厳しさを増す財政構造の変換等に対応し、次世代の負担とならない持続可能で計画的な財政運営

第 3 項 津市らしいまちの形成
 津市ならではの地勢や都市基盤を活かし、市民が暮らしやすく、活動しやすい、安全・安心で効率的なまちを形成

6 スケジュール

	平成 28 年度	平成 29 年度
計画	総合計画基本構想(案)・基本計画(案)の作成	
津市総合計画審議会	●●●●● 随時	開催●●●●●
市民参加	ホームページや広報津、パブリックコメントなどを通じた意見募集	
津市議会	計画(案)への意見など	

計画策定
 議案審議

津市総合計画（案）（「はじめに」及び「基本構想」）

第1部 はじめに ～総合計画の枠組み～

第1章 計画の趣旨

津市は、平成 18 年 1 月 1 日に全国的にもまれに見る 10 の市町村が合併した都市です。この合併は、市民の生活形態や意識の多様化、コミュニティの変容に加えて、少子高齢化が急速に進展するなど、地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増していたなか、未来に向け持続し、発展していくまちとなるための大きな決断でした。そして、この合併という大きな構造改革のメリットを最大限活用し、合併後においては、行財政基盤の充実を図りながら、合併時に取り組むとしていた多くのことを実現しました。

津市を取り巻く環境は、人口が減少に転じ、これまで経験したことがないような高齢社会を迎えるなど、あらたな局面を迎えました。

基礎自治体たる津市の責務は、いかなる状況下でも、市民の幸せな暮らしを実現し、守り続けていくことです。そのためには、築き上げてきたものを礎に、持続し発展し続けるまちの実現に向けて、市民の生活を支える生活環境の充実や地域経済の活性化を図りながら、市民の暮らし、市民の心の豊かさを高めていく「まちづくり」を進めなければなりません。

この総合計画は、市民が幸せに暮らし続けることができる県都の実現に向けたまちづくりの基本的な事項を明らかにするものです。

第2章 計画の位置づけ

総合計画は、昭和 44 年の地方自治法の改正により、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定され、全国の地方自治体は計画を策定し、総合計画に基づくまちづくりを進めてきましたが、地域主権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として「地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）」が平成 23 年 8 月 1 日に施行され、その策定義務が撤廃されました。

しかしながら、まちづくりを進めるためには、市民と行政が理想とするまちの姿や取組の方向性を共有し、共に進んでいくことが重要です。

この総合計画は、めざすべき津市の都市像や、その実現に向けた取組の方向性を市民と行政が共有し、共にまちづくりを進めるための津市の最上位計画とするものです。

第3章 計画の構成と期間

総合計画の構成及び期間は、次のとおりとします。

ただし、予想していなかった急激な社会情勢や環境の変化が生じた場合、また市民の考え方や価値観、意識の変化等により、計画に掲げるめざすべき津市の将来の姿と市民が望む将来の姿に乖離が生じた場合などは見直すこととします。

◇基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的な理念として、津市のめざすべき都市像や市民の暮らし・生き方、土地利用の考え方などを示すものとし、その性格が長期的に変わることのないものであることから、計画期間は特に定めません。

◇基本計画

基本計画は、基本構想に掲げるめざすべき都市像や市民の暮らしなどの実現に向けた施策や取組の方向性などを示すものとし、計画期間を10年間とします。

第2部 基本構想

第1章 これまでの津市

津市は、白砂青松の面影を伝える海岸や緑豊かな山林、古くから地域の生活を支えてきた清流など多様で豊かな自然と共に、歴史的背景に裏付けされた文化や伝統を引き継ぎながら地域のコミュニティや絆を育み、自治意識の高い市民風土が根付く格調高き都市として成長してきました。

そして、これらを土台として各地域が持つ長い歴史の中で、高速道路や鉄道、海上アクセスなどの交通インフラ・ネットワーク、大学や短期大学などの高等教育機関、大学病院等の医療機関など県都としての都市機能が集積されるとともに、商工業に加え、農林水産業もあるバランスのとれた産業構造を築いてきました。

第2章 これからの津市

少子高齢化を伴う人口減少の進展、インフラの老朽化など社会が成熟したが故の課題が突きつけられているなか、これまで歩んできた長い歴史の中で、育まれ受け継がれてきた津市の強みにさらに磨きをかけ、誰もが幸せに暮らすことができる魅力あふれるまちにしていかなければなりません。

第1項 望ましいまちの姿

めざすべき望ましいまちの姿とは、市民がそれぞれの幸せを実感し、心豊かに笑顔あふれる人生を送ることができるまちです。それは、子どもたちの明る

い未来を展望することができ若者が夢を描くことができるまちであり、市民が安全で安心して暮らすことができるまちであり、健やかに穏やかな人生を送ることができるまちであり、元気な地域経済が市民の暮らしを支えるまちです。

そこでは、確立した市民主体の市政のもと、一人ひとりの人権や個性が尊重されながら人と人がつながり、自然や文化、伝統が脈々と引き継がれ、そして、住む人の笑顔があふれている、そのようなまちを理想の都市像とします。

第2項 まちづくりの大綱

1 子どもたちの未来に向けて

(子ども・子育て)

安心して子どもを産み育てることができるまちをめざし、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援するため、良質かつ適切な教育・保育の提供やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などを推進します。

また、生まれた環境によって子どもの将来が左右されることのない、健やかに成長できる環境を確立します。

そして、包括的な子ども・子育て支援を行い、安全で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つまちをめざします。

(教育)

これからの社会を創り出していくすべての子どもたちが、みんなで協働しながら、学んだ知識や教養を礎に、自ら何ができるか、いかにして問題を解決すべきかを考えるための確かな学力を身につけ、社会や世界と関わり、より良い人生を送ることができるよう教育の充実を図ります。

また、まち全体で子どもたちを支援し、安心して育てられる教育環境を整えます。

2 市民の健やかな人生設計に向けて

(高齢・障がい福祉)

高齢者が尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざします。そして、介護が必要になったとしても、できる限り住み慣れた家や住み慣れた地域で、人生の最期まで生活できる地域づくりを進めます。

また、障がい者一人ひとりの個性が尊重され、地域の一員として活躍し、心豊かに暮らすことができる共生社会の実現をめざします。

(保健・医療)

市民自らが健康づくりを心掛け、乳幼児期から高齢期まで生涯を通して健康に過ごせるまちをめざします。

また、安定した公的医療保険の運営を行うとともに、より安心して受診できる診療体制や救急医療体制の充実などを進め、地域の医療環境の向上を図り、健やかな人生を送ることができるまちを実現します。

3 市民の安全と安心の確立に向けて

(防災・消防)

かけがえのない市民の命や財産をしっかりと守り、暮らしの安全が確保され、誰もが安心して過ごせるまちをめざし、海岸、河川、道路等の整備・維持管理、消火・救助・救急体制の強化など、大地震や風水害などの自然災害をはじめとする脅威に対する備えや防止策を十分に行うとともに、地域に住む人が自らの手で地域の安全を守り、お互いに支え合う地域コミュニティを形成していくことで、自助、共助、公助の理念に基づく減災に向けた取組を進めます。

(防犯・交通安全)

犯罪・交通事故がおこらない、犯罪・交通事故に遭わない、安全で安心して暮らすことができるまちづくりに向け、防犯・交通安全意識の啓発をはじめ、市民や団体、関係機関と連携し、防犯・交通安全対策を進めます。

また、市民や団体、関係機関との連携のもと、暴力のないまちをめざします。

4 市民の心豊かで快適な暮らしに向けて

(環境)

環境と共生し持続的な発展が可能なまちづくりに向け、市民や団体、事業者、市が協働し、循環型社会の形成によるごみゼロをめざすとともに、廃棄物等の適正な処理に努め、資源の循環的な利用と環境への負荷が少ないエネルギーの有効利用を促進するなど、自然との調和が取れた恵み豊かな環境を将来に継承します。

また、津市のかげがえのない資源である、山・川・海の自然環境の保全を図り、市民が快適に過ごせるまちを形成します。

(住環境)

安全な建築物がルールを守って立ち並び、使用されなくなった建築物や土地が適正に管理されるとともに、良好な居住環境を提供し、誰もが安心して健やかに暮らせるまちをめざします。

また、日常生活を支える安全で安心な水道水の安定した供給を維持するとともに、衛生的に暮らせるまちを確立するための生活排水対策や安全な暮らしを実現するための雨水排水対策を推進し、快適な暮らしができる環境を整えます。

(都市空間)

魅力ある都市空間の創造に向け、「自然豊かな住環境」と「多様で利便性の高い都市機能」が共存する強みを活かし、子どもから高齢者まですべての世代が快適で健康的な暮らしができる安全・安心で効率的な都市構造を構築します。

また、道路等のインフラの適切な整備や維持管理を行うとともに、利便性の高い公共交通ネットワークなどによる誰もが快適に移動できる都市空間を形成します。

(生涯学習)

生涯を通して教養や技術を高めることができ、それらが地域に還元され、こうしたことが生きがいや喜びとなって笑顔で充実したときを過ごすことができるまちをめざします。

(スポーツ・文化)

市民が心身ともに健やかで、市民の元気があふれるまちの実現に向け、生涯を通してスポーツ活動を実践することができる、実践したくなる環境づくりを進めます。

また、文化に親しみやすい環境の中で、引き継がれてきた文化財や伝統文化などの魅力が磨かれ、後世にしっかりと受け継がれるとともに、人々に感動や生きる喜びをもたらす芸術文化の振興を通じて心豊かな暮らしができる環境を整えます。

(コミュニティ)

自治会や様々な分野で活動されている皆さんが互いに連携・協力・補完し合える環境づくりを進めるとともに、地域に住む人と人のつながりがあるコミュニティの形成に取り組むことで、いつまでも住み慣れた地域で生活でき、住んでいて良かったと感じられるまちをめざします。

(人権・男女共同参画)

すべての人の人権が尊重される自由で平等な社会の実現に向け、偏見や差別のない明るく住みよいまちをめざすとともに、恒久平和の実現と人類の安全を願う市民の平和意識の高いまちをめざします。

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性や能力を十分に発揮しながら、互いに協力し合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会を実現します。

(国際国内交流・多文化共生)

地域の国際化に向けて重要な担い手となる市民や団体、企業等の自発的な国際交流を促進するとともに、人材や文化、経済など幅広い分野において国内外の様々な都市との交流を進めながら、お互いの地域が発展できる

ネットワークを構築します。

国籍を問わず誰もが、地域社会の構成員として共に生活し、誰にとっても住みよい社会を実現するため、地域における多文化共生を推進します。

5 市民の生活を支える地域経済の発展に向けて

(商工・雇用)

県都として地域経済を活性化し、ものづくりや商いが地域に根付き継承される元気で活力に満ちた地域経済を実現するとともに、働きやすい職場環境づくりや勤労者福祉の増進を図りながら、市民の生活を支え、まちを持続するための重要な要素となる雇用の場の創出・拡大につなげていきます。工業振興においては、継ぎ目のない企業支援を行うとともに企業誘致を進めることにより生産基盤の強化を図り、引き継がれてきたしなやかな産業構造を発展させます。商業振興においては、大規模店舗と商店街の各個店が持つそれぞれの強みが弱みを補完できる形で共生しながら、継続的な賑わいが創出される仕組みを構築します。

(農林水産)

食の安定と市民の暮らしを支え続けられるよう、意欲ある担い手の確保・育成や生産性向上のための経営基盤の強化、生産基盤の整備とともに、市内産農林水産物の魅力発信による地域内外での消費を推進し、生産振興に結び付ける好循環を実現します。

そして、このような生産活動が農山漁村で行われることにより生じる、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、技術や知恵といった文化の伝承など多面的機能の発揮による国土保全の取組を進めます。

(観光)

地域に点在する歴史、文化、自然、温泉などの観光資源はもとより、津市が有するすべての資源に視野を広げ、これらを一体的に組み合わせるとともに、受入体制の充実を図るなど、より魅力的な観光地づくりに取り組みます。

また、集客力の高いイベントや県都である優位性を活かした交流人口の拡大に向けた取組を進めるとともに、時代に即したきめ細かな情報発信を行い、国内外からのさらなる誘客と地域の活性化を図ります。

6 市民の幸せを実現する市役所に向けて

(対話連携)

市役所の責務として、市民との積極的な対話の場や様々な媒体を通じて寄せられる市政に対する市民の思いや願いに答え、市民生活に身近な諸課題の解決や施策への反映を迅速に行います。

また、自治会や様々な分野において活動されている団体との連携・協力体制を強化し、人と人とのつながりのある市民活動が盛んなまちづくりを進めます。

(地域連携)

総合支所及び地域との連携に携わる担当は、共に地域に寄り添い、地域の立場に立ち続け、地域における様々な暮らしの課題を解決し、将来を展望したまちづくりに対する思いを実現できるよう取組を進めます。

(行政経営)

人口減少による市税収入の減少、インフラを含む公共施設の老朽化、社会保障関係経費の増加など幾多の課題に向け、市民との協働・共助を軸に、市民の役に立ち続けるという職員の姿勢のもと、事業の重点化や集約化・複合化による効率的な施設運用など、選択と集中の視点に立って限られた経営資源を活用しながら、市民の暮らしをより良くするための新たな価値を生み出し続ける「創出による経営」の推進を図り、市民の思いや願いを実現します。

(財政運営)

地方債の発行に伴う公債費負担の増加や合併算定替特例措置の終了による普通交付税の減少など、これまでの財政状況とは異なり、さらに厳しさを増す財政構造の変換等に対応し、次の世代の負担とならない持続可能で計画的な財政運営を図ります。

第3項 津市らしいまちの形成

津市が有する広大な市域、長い海岸線、平野から丘陵、山間部へと連なる地勢、中部圏と近畿圏の結節点といった地理的特性や県都として集積されてきた都市機能など、これまで形づくられてきた津市ならではの都市基盤を活かしつつ、市民が暮らしやすく、活動しやすい、安全・安心で効率的なまちの形成をめざします。